

岩手県告示第719号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大町5番7号	上閉伊郡大槌町上町1番1号	ほっとおおつち	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成29年4月1日

2 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人大槌町社会福祉協議会	上閉伊郡大槌町大町5番7号	上閉伊郡大槌町上町1番1号	ほっとおおつち	上閉伊郡大槌町大槌第12地割71番地2	平成29年4月1日